

【申請前に必ずお読みください】

**神戸市内企業住宅手当等支援補助金
～こうべ「住む×働く」若者応援補助金～**

募集要領

【申請受付期間】

2026年12月21日（月）まで

2026年5月7日版

目次

1. 概要	1
(1) 目的	1
(2) 補助の概要	1
(3) 申請等の流れ	2
2. 対象事業者	4
(1) 対象事業者	4
(2) 対象外の事業者	6
3. 対象従業員	6
(1) 対象従業員	6
(2) 加算対象従業員	7
4. 交付要件及び対象従業員	8
(1) 交付要件	8
(2) 交付対象外となる住宅	8
5. 補助対象期間	9
6. 交付額	9
(1) 交付額の算定の基礎となる対象経費の考え方	9
(2) 補助金交付額	9

(3) 計算方法・事例	10
7. 申請手続き	11
(1) 申請期間	11
(2) 申請方法	11
(3) 提出書類	12
8. 補助金受給後の流れ	14
9. 不正受給への対応	14
10. お問い合わせ	14

1. 概要

(1) 目的

少子高齢化による生産年齢人口の減少に加え、コロナ禍後の企業の人材獲得意欲の増大により人材確保が困難となっている状況に対し、市内企業の福利厚生制度の充実と若年従業員の経済的負担の軽減を図ることで、市内企業の人材確保及び若者の市内居住促進を目指す。

(2) 補助の概要

本補助制度は、住宅支援を実施している市内中小・中堅企業者を通じて、若手従業員に住宅手当等を上乘せ補助します。

対象事業者 (申請者)	従業員に対する住宅支援制度を有する神戸市内中小・中堅企業者
対象従業員 (共同実施者)	市内の民間賃貸住宅に居住する、就職後3年以内で、 40歳未満の従業員
補助金 交付額	①企業が対象従業員に支給する住宅手当の1/2 (月額上限1万円) ②企業が対象従業員のために宿舍として借り上げた住宅の借り上げ費用から 従業員負担分を除いた経費の1/2 (月額上限1万円) ③一部地域については、住宅手当等の2/3 (月額上限1.4万円)
受付期間	2026年5月15日(金)から12月21日(月)まで ※申請が予算に達し次第終了

～主な2つの変更点～



変更点①(7ページ参照)

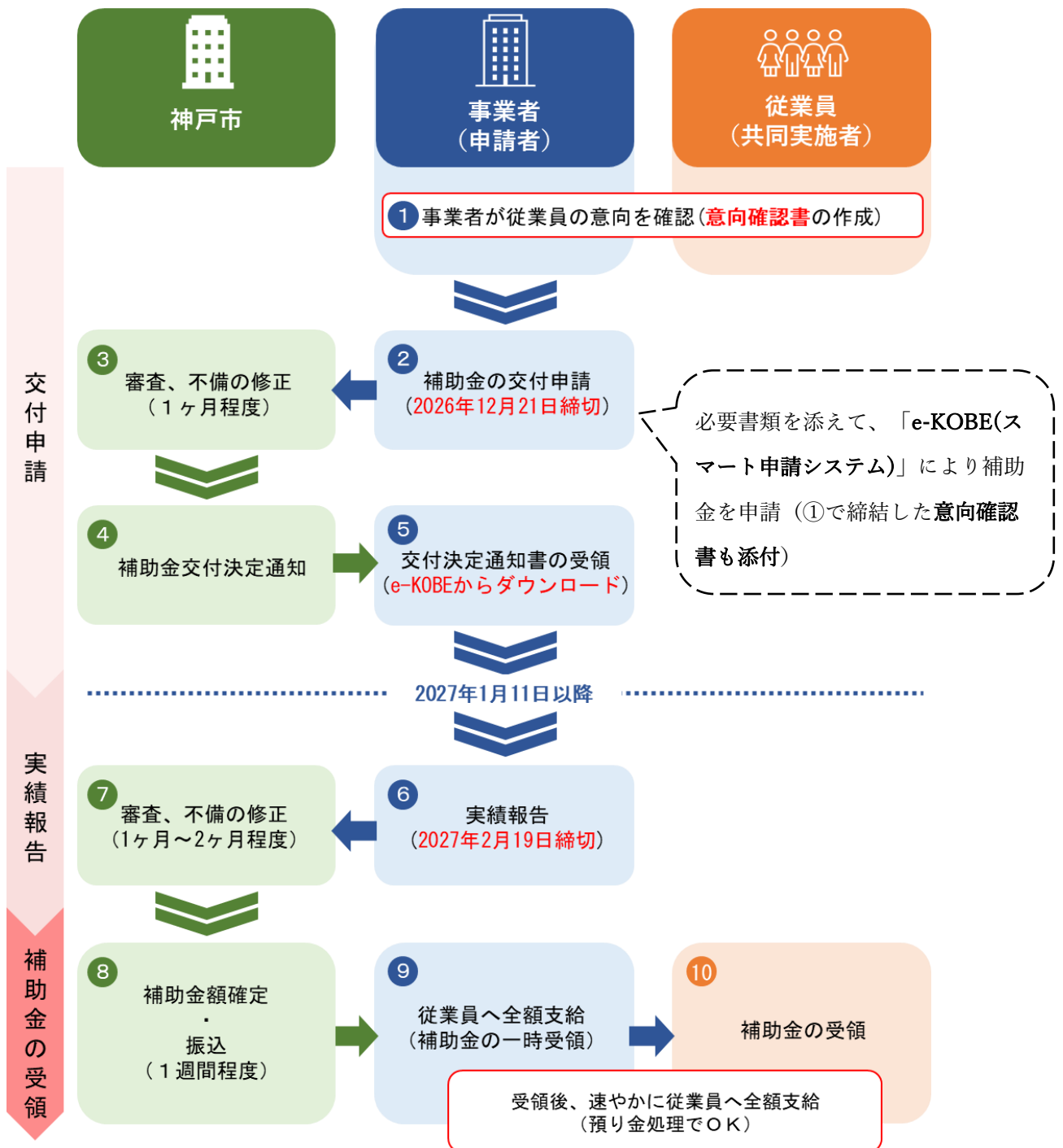
補助対象年齢を上げました。(30歳未満⇒40歳未満に拡大)



変更点②(7ページ参照)

2027年採用者への補助(採用から3年間)が決定しました。
採用面談時にお伝えいただけます。(※申請は2027年度)

(3) 申請等の流れ



ポイント: 補助金の預り金処理が可能
 事業者は、申請時に申請に関する従業員の意向確認書の作成と提出が必要です。
 これにより、事業者と従業員が本補助金の共同実施者となり、事業者は神戸市より預かった補助金の預り金処理が可能です。

⑩ 補助金の受領【従業員】

従業員（共同実施者）は、補助金を受領します。

※それぞれの必要な書類については、P.13～14「提出書類」をご確認ください。

2. 対象事業者

(1) 対象事業者

以下①～⑥の全ての要件に該当する事業者

- ① 法人の場合は、神戸市内に本店を置くこと（正社員の採用、社員の給与等勤務条件の決定権限を有する部署がない登記簿上だけ所在するものは除く）。個人の場合は、主たる事業所を有すること。
- ② 中小企業者または中堅企業者であること。（※1～※3）
- ③ 従業員に住宅手当を支給、または宿舍として居室を借り上げている事業者であること。
- ④ 神戸市税（法人にあっては法人市民税を、個人事業主にあっては個人市民税をいう。）の納税義務者（非課税・課税免除・減免等となる者を含む。）であること。
- ⑤ 神戸市市税条例に定める市税の滞納および未申告の市税がないこと。
- ⑥ 雇用保険適用事業所及び労働者災害補償保険適用事業所であること。ただし、暫定任意適用事業に該当する場合は、この限りではない。

ポイント:「みなし大企業」も対象

発行済株式の総数又は出資金の50%以上が大企業(中堅企業を除く=従業員規模が2,000名を超える企業等)の所有に属している、いわゆる「みなし大企業」も補助の対象です。

※1 中小企業者および中堅企業者とは、以下の者をいう。なお、常時使用する従業員とは、労働基準法第20条・21条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指します。

・次の表に該当する事業者

業種	定義
製造業、建設業、 運輸業、ソフトウェア 業又は情報処理サー ビス業、その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が2,000人以下の会社及び個人事業主

卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が2,000人以下の会社及び個人事業主
サービス業(ソフトウェア業又は情報処理サービス業を除く)・小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が2,000人以下の会社及び個人事業主

・次の法人格の事業者

<p>企業組合／協業組合／事業協同組合／事業協同小組合／協同組合連合会／水産加工業協同組合／水産加工業協同組合連合会／商工組合／商工組合連合会／商店街振興組合／商店街振興組合連合会</p> <p>生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会</p> <p>（直接又は間接の構成員の3分の2以上が5千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの）</p> <p>酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会</p> <p>（直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの）</p> <p>酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会</p> <p>（直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5千万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの）</p> <p>内航海運組合、内航海運組合連合会</p> <p>（直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの）</p> <p>技術研究組合（直接又は間接の構成員の3分の2以上が産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第23項第1号から第7号までに規定する中小企業者であるもの）</p>
--

※ 2 会社とは、本補助金制度上、以下の表の法人をいいます。

会社法上の会社等	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社 ・合名会社 ・合資会社 ・合同会社 ・(特例)有限会社(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)
士業法人	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士法に基づく弁護士法人 ・公認会計士法に基づく監査法人 ・税理士法に基づく税理士法人 ・行政書士法に基づく行政書士法人 ・司法書士法に基づく司法書士法人 ・弁理士法に基づく特許業務法人 ・社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人 ・土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人

(2) 対象外の事業者

以下の①～⑧のいずれかに該当する事業者は対象外です。

- ① 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人など「2.(1)②中小企業者または中堅企業者」に該当しない事業者
- ② 労働基準関係法令違反に係る公表事案として公表されている事業者
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
- ④ 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例に規定する暴力団又は暴力団員である者
- ⑤ 暴力団等と密接な関係を有する事業者
- ⑥ 暴力団等が経営に事実上参画している事業者
- ⑦ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業者
- ⑧ その他、神戸市が補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと判断した事業者

3. 対象従業員

(1) 対象従業員

以下①～⑨の全ての要件に該当する従業員

- ① 神戸市に住民登録していること。
- ② 神戸市内に所在する従業員本人名義で契約した民間賃貸住宅、または対象事業者が提供する宿舍に入居していること。
- ③ 雇用期間の定めのない正社員として雇用されていること。
- ④ 申請年の1月1日において、雇用された日から3年未満であること。ただし、補助期間中に、3年を満了する場合は、3年を満了する月までを対象とする。なお、月途中で対象事業者に採用された従業員は、採用された日の属する月の1日に採用されたものとみなす。
- ⑤ 申請年の1月1日において、40歳未満であること。ただし、補助事業期間中に、40歳となる場合は、40歳となる月までを対象とする。
- ⑥ 申請年の12月末日において、申請日と同じ市内企業に在籍していること。
- ⑦ 対象事業者（法人にあってはその代表者）の2親等以内の親族でないこと。
- ⑧ 対象事業者に雇用される以前に、本補助金を受給したことがないこと。
- ⑨ 国又は地方公共団体が実施する本補助金に類する補助金を受給していないこと。

※ 行政機関から対象事業者に派遣されている職員については、本制度の対象外となります。

変更点①

補助対象年齢を引き上げました。（30歳未満⇒40歳未満に拡大）

変更点②

例えば、2027年4月採用の内定者等の2027年に採用される方が本補助金制度の対象となりました。（採用から3年間）

今年度の採用活動で、制度をご案内いただけます。採用活動でのご活用、住宅手当制度の創設を是非ご検討ください。

※申請は、2027年度に行っていただきます。

(2) 加算対象従業員

対象従業員のうち、以下①②のいずれかの要件に該当する従業員については、加算対象従業員とする。

- ① 北区・長田区・須磨区・垂水区・西区に居住している者。
- ② 東灘区・灘区・中央区・兵庫区のうち、次の小学校区に居住している者。

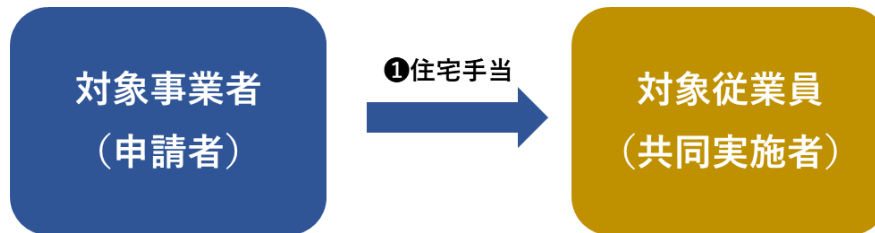
区名	小学校名	校区（対象となる住所）
東灘区	渦が森小学校	渦森台 1～4、鴨子ヶ原 2、鴨子ヶ原 3（但し 32 番を除く）、住吉台、住吉山手 1～3、住吉山手 4（但し 12 番 50 号・13 番 1～12 号・17 番を除く）、住吉山手 5～9、本山町田中
灘区	六甲山小学校	六甲山町
灘区	鶴甲小学校	大月台、篠原台、水車新田、鶴甲 1～5、六甲台町（但し 1 番 2 号を除く）
中央区	義務教育学校港島学園(前期課程)	神戸空港、港島 1～9、港島中町 1～8、港島南町 1～7
兵庫区	神戸祇園小学校 （「祇」は「ネ」偏に「氏」）	（中央区）楠町 1～8、橘通 1～2、多聞通 1～2、元町高架通（うち 2 番 314～321 号・3 番 314～321 号） （兵庫区）荒田町 1（うち 1～19 番）、荒田町 2～4、石井町 1～8、梅元町、上祇（「祇」は「ネ」偏に「氏」）園町、上三条町、烏原町、神田町、五宮町、山王町 1～2、下祇（「祇」は「ネ」偏に「氏」）園町、下三条町、大同町 1～3、千鳥町 1～4、都由乃町 1～3、天王町 1～4、馬場町、平野町、湊山町、矢部町、雪御所町
兵庫区	和田岬小学校	今出在家町 1～4、笠松通 5～10、上庄通 1～3、小松通 2～6、遠矢町 1～2、遠矢浜町、浜山通 1～6、御崎本町 1～4、三石通 1～3、吉田町 1、吉田町 2（うち 2 番 2 号・3 号（東部）・8 号・15～23 号）、和田崎町 1～3、和田宮通 2～8
兵庫区	浜山小学校	金平町 1～2、材木町、高松町、浜中町 1～2、御崎町 1～2、吉田町 2（うち 2 番 2 号・3 号（東部）・8 号・15～23 号を除く）、吉田町 3
兵庫区	夢野の丘小学校	（兵庫区）菊水町、北山町、熊野町、小山町、清水町、滝山町、大同町 4～5、東山町、氷室町、鶴越筋、鶴越町、湊川町、夢野町、 （長田区）滝谷町、長田天神町 3、房王寺町 6～7

4. 交付要件

(1) 交付要件

対象従業員に対して、①住宅手当（民間賃貸住宅の家賃補助）を支給している、または②対象従業員の宿舎として民間賃貸住宅を借り上げ、居住させていること。

①事業者が住宅手当を支給



②事業者が宿舎として民間賃貸住宅を借り上げ



(2) 交付対象外となる住宅

以下の住宅は交付対象外です。

- ① 対象事業者（法人にあっては代表者を含む）が所有する住宅（社宅・寮ほか）
- ② 対象従業員の2親等以内の親族が所有する住宅
- ③ 公営住宅（神戸市営住宅及び・神戸市に所在する兵庫県営住宅）

※ 公社賃貸住宅、UR賃貸、シティハイツ（特別市営住宅） は対象となります。

5. 補助対象期間

補助対象期間：2026年1月1日～2026年12月31日

6. 交付額

(1) 交付額の算定の基礎となる対象経費の考え方

① 住宅手当を支給する場合

原則、**補助対象期間中に、対象従業員に実際に支払った住宅手当が対象**になります。

ポイント

- ・日割(月額満額が支払われていない)の月も算定基礎の対象となります。
- ・実際に支払った月が対象です。
- (4月分給与が5月に振込まれた場合、「5月」で申請してください。)

② 宿舍を借り上げて居室を提供する場合

補助対象期間中に、**対象従業員が宿舍の使用料を負担した月が対象**となります。

なお、算定の基礎となる経費は、対象事業者が宿舍として借り上げる居室にかかる賃借料（共益費、管理費、礼金、更新料、消費税は除く）から、対象従業員が本居室を使用するための費用として自己負担する額を控除した額（以下、「企業負担額」という。）です。

(2) 補助金交付額

- ① 住宅手当の場合、対象事業者が補助対象期間内に対象従業員に支給する額の1/2（月額上限 10,000 円/人）
- ② 宿舍借上の場合、企業負担額の1/2（月額上限 10,000 円/人）
- ③ 加算対象従業員については、上記①における住宅手当、または上記②における企業負担額の2/3（月額上限 14,000 円/人）
- ④ ①～③いずれの場合においても、対象従業員が自ら契約して支払う賃借料から住宅手当を除いた自己負担額、または対象事業者が提供する宿舍にかかる自己負担額が上限になります。
- ⑤ ①～④の額で、対象従業員（加算対象従業員含む）ごとに交付額を計算し、申請年の合計額に1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

(3) 計算方法・事例

① 対象従業員（全市）

NO	事例	①住宅手当額 又は 借上住宅家賃 (本人負担除く)	②月数	③ $(① \times 1 / 2) \times ②$ (月額上限1万円)	④ 交付額 (③から千円未満切捨て)
①	住宅手当を1月から支給	14,500円	12か月	87,000円	87,000円
②	住宅手当を6月から支給	14,500円	7か月	50,750円	50,000円
③	住宅手当を1月から支給	30,000円	12か月	120,000円	120,000円
④	住宅手当を10月から支給	14,500円	3か月	21,750円	21,000円
⑤	住宅手当を10月から支給	30,000円	3か月	30,000円	30,000円
⑥	借上住宅を4月から提供 (家賃80,000円、従業員負担30,000円)	50,000円	9か月	90,000円	90,000円
⑦	借上住宅を4月から提供 (家賃50,000円、従業員負担5,000円)	45,000円	9か月	45,000円 (従業員負担額が上限)	45,000円

② 加算対象従業員【3(2)参照】

NO	事例	①住宅手当額 又は 借上住宅家賃 (本人負担除く)	②月数	③ $(① \times 2 / 3) \times ②$ (月額上限14,000円)	④ 交付額 (③から千円未満切捨て)
①	住宅手当を1月から支給	14,500円	12か月	116,000円	116,000円
②	住宅手当を6月から支給	14,500円	7か月	67,667円	67,000円
③	住宅手当を1月から支給	30,000円	12か月	168,000円	168,000円
④	借上住宅を4月から提供 (家賃80,000円、従業員負担30,000円)	50,000円	9か月	126,000円	126,000円
⑤	借上住宅を4月から提供 (家賃50,000円、従業員負担5,000円)	45,000円	9か月	45,000円 (従業員負担額が上限)	45,000円

※日割り支給の月がある場合、その月を含める。

7. 申請手続き

(1) 申請期間

- ・交付申請：2026年5月15日（金）10：00～12月21日（月）
※申請が予算に達し次第終了
- ・実績報告：2027年1月11日（月）～2月19日（金）

(2) 申請方法（オンライン）

- ・2026年5月15日（金）10:00よりオンライン「e-KOBE(スマート申請システム)」により申請を受け付けます。※事業者アカウントの登録は事前に実施可能です。
- ・申請方法は「e-KOBE(スマート申請システム)マニュアル」をご覧ください。
- ・マニュアル等は以下の「神戸市内企業住宅手当等支援補助金」のホームページからダウンロードできますのでご覧ください。

■「神戸市内企業住宅手当等支援補助金」ホームページ

URL：<https://www.city.kobe.lg.jp/a31812/jutakuteate.html>

■「e-KOBE(スマート申請システム)」

URL：<https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/home>

- ・オンライン申請が困難な場合は、下記までご連絡ください。

神戸市内企業住宅手当等支援補助金運営事務局

（受託事業者：パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社）

TEL：050-5527-8658

※電話対応は、土日祝を除く10:00～17:00（12:00～13:00を除く）

(3) 提出書類

① 交付申請

申請にあたっては、以下のとおり「e-KOBE(スマート申請システム)」へ入力、及び写し等のデータを提出すること。なお、過去に本補助金の交付決定を受けた事業者で、事業者及び従業員に関する情報の変更が無い場合は、写し等のデータ提出は不要。

※過去にご提出いただいた書類から、現状の確認ができない場合は、改めて書類の提出をお願いすることがあります。

(事業者ごとに提出が必要なもの)				
	過去に交付決定を受け、 情報に変更がない者	過去に交付決定を受けたが、 情報に変更がある者	初めて申請する者	入力項目 及び 提出データ
a	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	交付申請書 ※オンラインで直接入力
b	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	宣誓・同意書 ※オンラインで直接入力
c		<input type="checkbox"/> 所在地に変更がある 場合のみ	<input type="checkbox"/>	【個人事業主の場合のみ】 確定申告書、営業許可証、開設届、美容所検査確認証など公的機関の許認可書類の写し または開業届（監督官庁の受領印があるもの）の写し のうちいずれか1点
d		<input type="checkbox"/> 情報に変更がある 場合のみ	<input type="checkbox"/>	【住宅手当支給の場合】 手当等の支給根拠となる就業規則、賃金規程等の写し 【宿舍借り上げの場合】 宿舍に入居する際の対象従業員自己負担額等がわかる社内規定・説明文等の写し
(対象従業員ごとに提出が必要なもの)				
e	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	意向確認書
f		<input type="checkbox"/> 新規追加する従業員のみ	<input type="checkbox"/>	対象従業員の雇用契約書(又は雇入れ通知書)の写し
g		<input type="checkbox"/> 情報に変更がある者及び 新規追加する従業員のみ	<input type="checkbox"/>	官公署が発行した対象従業員の生年月日及び住所が確認できる以下の書類の写し ・住民票(発行より3ヶ月以内のもの) ・運転免許証(住所変更など裏面記載がある場合は、表面裏面の提出が必要) ・外国籍の方については、在留資格についても併せて確認できるよう、住民票または在留カードの写しを添付してください。 ※技能実習生は対象外です。
h		<input type="checkbox"/> 情報に変更がある者及び 新規追加する従業員のみ	<input type="checkbox"/>	賃貸借契約書の写し ※対象従業員名義であること。 ※契約者名・住所・契約期間(自動更新などの文言記載を含む)・月額家賃の記載のある頁が必要。 契約期間の記載がない場合は、契約期間がある証明書を家主から取得してください。 ※事業者が宿舍を借り入れている場合は、対象従業員に提供している宿舍の賃貸契約書

ポイント
既に提出いただいている
書類は再度の提出は不要
とし、最小限の書類で申請
できます。

②変更申請・廃止申請

【変更承認申請】 … 交付決定後、決定内容を変更したい場合【オンラインで申請】	
※ 原則として交付決定額と実績報告額は同額である必要があります。 事情等により金額が変更となった場合(住宅手当額や宿舍の負担額の変更、対象従業員の転居など)に変更承認申請が必要となりますので、個別にお問合せください。	
【注意事項】	<ul style="list-style-type: none">・新たに採用するなど、追加の従業員がいる場合は、交付申請時のe.f.g.hの添付が必要です。・申請した従業員のうち途中退職された方がいる場合は、実績報告時に報告してください。変更承認申請は必要ありません。・ただし、上記の場合でも、申請した従業員の全てが途中退職された場合は、廃止承認申請が必要です。
【廃止承認申請】 … 交付決定後、補助申請を辞退したい場合【オンラインで申請】	

③実績報告

a	<input type="checkbox"/> 実績報告書 ※オンラインで直接入力
b	<input type="checkbox"/> 【住宅手当支給の場合】 手当等の支給実績確認のための賃金台帳・給与明細書等 【宿舍借り上げの場合】 2026.1～12月分の対象従業員の自己負担額の実績がわかる資料(給与明細書、領収書の写し等)

④その他

【注意事項】	<ul style="list-style-type: none">・申請の内容により随時、市から追加の必要書類を依頼させていただきます。 スムーズな審査にご協力をいただきますようよろしくお願いします。
	<ul style="list-style-type: none">・1事業者につき1度の申請しかできません。従業員の追加や事業者の状況等の変更が生じた場合は、変更承認申請を行ってください。

8. 補助金受給後の流れ

対象事業者から提出された実績報告書の審査完了後、1週間程度で補助金が対象事業者へ入金されます。

対象事業者は、補助金が入金され次第、速やかに対象従業員へ補助金を支給してください。

なお、対象事業者から対象従業員への入金の手続きについては、**預り金処理**とし、社会保険料等の算定対象とする必要はございません。

ただし、対象従業員については、雑所得（または一時所得）となることから、確定申告が必要となる場合がありますので、支給の際、この旨申し添えてください。

9. 不正受給への対応

対象従業員の補助金の受取状況について、抽出調査を行うことがあります。その他、提出された申請情報、対象従業員への補助金支給について、不審な点がみられる場合、調査を行うことがあります。調査を行った後、不正受給に該当することが判明した場合は、以下の措置を行います。

- ① 補助金の全額に加算金等を加えた額の返還請求を行います。
- ② 申請者の法人等の公表を行うことがあります。
- ③ 不正の内容等により、補助金の受給に関し犯罪事実があると思料するときは、不正に補助金を受給した申請者を告訴・告発します。

10. お問い合わせ ※2026年5月7日(木)10:00から

神戸市内企業住宅手当等支援補助金運営事務局

（受託事業者：パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社）

TEL：050-5527-8658

メールアドレス：kobe_keizaikankou_hojyokin@os.persol-bd.co.jp

※電話対応は、土日祝を除く10:00～17:00（12:00～13:00を除く）となります。